

和歌山市消防局からのお知らせ

消火器の不適切な訪問点検・販売や高額請求の被害が各地で多発しています。

不適切な消火器の訪問点検に



ご注意！



事業所では

事例①

(契約業者になりすまして…)

「消火器点検業者の〇〇です。消火器の点検時期になりましたので、今から点検に伺います。」などの電話が突然かってくる。

事例②

(契約書であることを隠して…)

「預かり証になりますので、サインをお願いします。」などと、「契約書」であることを隠してサインを要求してくる。

少しでも「あやしいな…」と思ったら

- ・その場でははっきりと点検を拒否する。
- ・いかなる書面にもサインや押印は絶対にしない。
- ・社員証等の提示を求める。

ご家庭では

事例①

(不安をあおり…)

「この設置されている消火器は、古くて爆発する恐れがあります。」などと言って、不安をあおり、新しい消火器を販売し、高額な契約をさせる。

事例②

(消防署などをかたり…)

「〇〇消防署からの依頼を受け消火器の販売を行っています。」などと言って、信用させ、消火器を販売し、高額な契約をさせる。

【お問合せ・ご相談は】

- 各消防署または予防課

073-427-0119

- 和歌山市消費生活センター

073-435-1188